

Title	老人福祉を成り立たせる論理 : 〈家〉・効率性・人 格崇拝
Author(s)	大岡, 頼光
Citation	大阪大学, 2000, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41981
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、〈ahref="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

- [7]

氏 名 **大 崗 頼** 光

博士の専攻分野の名称 博士(人間科学)

学 位 記 番 号 第 15117 号

学位授与年月日 平成12年3月24日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第1項該当

人間科学研究科社会学専攻

学 位 論 文 名 **老人福祉を成り立たせる論理** - 〈家〉・効率性・人格崇拝-

論 文 審 査 委 員 (主査)

教 授 大村 英昭

(副査)

教 授 伊藤 公雄 助教授 山中 浩司 助教授 斉藤 弥生

## 論文内容の要旨

スウェーデンの老人福祉は第2次大戦後、政府が介護サービスを実施する方向で世界的にも特異な発展をみせた。本論は、1928年から福祉国家建設のスローガンとしてスウェーデンで用いられた「国民の家(folkhemmet)」という概念に着目しながら、20世紀のスウェーデンの老人福祉、特に公的介護を成り立たせた論理とその基盤を追究したものである。

全体の構成は次のとおりである。第1章ではイギリスや日本との比較をつうじてスウェーデンの〈家〉概念の開放性を明らかにする。第2章ではオランダや児童福祉との比較をつうじてスウェーデンの公的な老人介護の根拠は拡大された〈家〉の境界の論理ではないかという見通しをたてる。第3章では前章までの素材を分析する理論的枠組みを模索したうえで効率性と人格崇拝という論理を公的な老人介護の根拠づけとして抽出する。終章では効率性と人格崇拝の論理が〈家〉の境界の論理といかに組み合わさり、スウェーデンの老人福祉の歴史を形成してきたかを考察する。第1章では、福祉国家建設のために「国民の家」というスローガンがスウェーデンで成り立ちえたのはなぜかを明らかにした。日本での「家」の論理は、かつての日本型福祉社会論のように、老人の介護を家族の中に閉じ込め、公的な福祉が「家」に入ることを拒否する論理として働いた。だがスウェーデンでは、公的な福祉の充実を図るための「国民の家」という〈家〉の論理が成立しえた。それはなぜか。

スウェーデンの慣習であった隠居契約(財産相続と引き替えに老人の生活を保証する契約)では非血縁者の間で多く結ばれたが、彼らはあくまで他人同士のままであり、日本の養子のように血縁を擬制することはなかった。スウェーデンの〈家〉では契約にもとづき他人のままの老人が扶養され、血縁の擬制なしに他人をも含みうる広がりがあった。このような開かれた〈家〉に慣れ親しんでいたために、「国民の家」としての福祉国家の建設というスローガンが人々に受け入れられたと考えられる。

第2章では、福祉の場で福祉の対象者や行為者の範囲を決める論理を〈家の境界〉の論理としてとらえ、児童福祉と老人福祉では福祉の場を成り立たせる〈家の境界〉の論理が異なることをスウェーデンとオランダの比較を通じて明らかにした。

児童福祉は「労働力の再生産」のためという効率性の論理で国家に要請しうるが、この論理では今後労働力となることが期待できない老人の介護を国家に要請することはできず、別の論理が必要である。スウェーデンの女性史研究者ヒルドマンによれば、「国民の家」の唱えた社会民主労働党党首ハンソンの〈家〉は、家父長的で守ろうとするも

のであり、良き家とは弱く小さなものを保護するものであった。老人福祉の根拠は弱者保護のための「国民の家」という、拡大された〈家〉の境界の論理からしか出てこなかった。

第3章では、スウェーデンの公的な老人介護には間接的にも生産的でない部分があり、その部分は「労働力の再生産」と同様の効率性の論理では根拠づけえることはできず、根拠づけうるのは人格そのものが聖なるものであるというデュルケムの人格崇拝の論理でしかありえないことを明らかにした。

終章では、拡大された〈家〉の境界の論理と人格崇拝の論理との関係を考察した。人格崇拝の論理はつきつめれば、 国家の枠を越えることになり、むしろ国民国家は必要なくなる。だが現在にいたるまで、人格崇拝的な要素を実際の 政策に組み込むための枠組みとしては、国民国家が前提とされざるをえなかった。

国民国家を前提とするスウェーデンの「国民の家」において、効率性と人格崇拝の論理が〈家〉の境界の論理といかに組み合わさって老人福祉の歴史を形成してきたのかを、1. 国父、2. 農場と国家の一体性、3. 血縁と契約などの視点から考察を試みた。

## 論文審査の結果の要旨

本論文の提出者は、そもそも大学院入学時より「老親扶養意識に関する国際比較研究をしたい」と明言していたが、その言葉どおり後期課程に進学するや、まずは〈福祉のスェーデン〉に留学し、ここを拠点に、イギリスやオランダにも足を延ばし実地に、同テーマによる比較研究の成果を積み重ねてきた者である。本論文でも、重点のおきどころは、老人福祉制度ないし福祉政策そのものというより、それらの背後にあって、その制度や政策を支持した人々の社会意識――特に家庭(ホーム)の運営に関する文化意識――を比較検討し、就中、我が国の、いわゆる「家」意識との違い、及びそういった差異を生みだしてきた歴史的背景などを分析している。確かに、スェーデンの「国民の家」政策についても、それと対照されているイギリスやオランダの福祉政策についても、仮に、個々の福祉制度研究としてみた場合は、いささか荒削りの感は否めないが、こと「市民社会」と家族の関係、あるいは国家による家族政策の、国際比較研究として見れば、一つは、著者の明晰な問題意識と、二つに内外古典文献への鋭い理解力とも相俟って、きわめてスケールの大きい、かつユニークな研究業績になっていることは間違いない。デュルケィミズムに由来する「人格崇拝」論まで持ち出して、それが、広義の福祉政策を根拠づける論理だと主張した以上、今後語学力を生かして、中欧から南欧、いや東アジア儒教圏にまで、その比較研究の幅を広げてもらうよう期待するばかりである。